

茨城県の特定期間最低賃金改定のお知らせ

～必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も～

特定の産業に従事する労働者とその使用者に適用される特定期間最低賃金（従来の「産業別」最低賃金）が、下表のとおり改定されました。仮に労使双方が合意した上で最低賃金額未満の賃金を定めた場合であっても、その賃金は無効とされ、特定期間最低賃金が適用されます。

件名	時間額（円）
鉄鋼業	782
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（注1）	769
計量器・測定器・分析器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学器械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業（注2）	762
各種商品小売業	734

（注1）従来の「一般機械器具製造業」

（注2）従来の「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具製造業」

いずれも日本標準産業分類改定による件名変更。適用される使用者及び労働者の範囲に変更はありません。

○問合せ先 茨城労働局労働基準部賃金室（☎029-224-6216）又は最寄りの労働基準監督署へ。
茨城労働局ホームページ<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/>もご覧ください。

清水丘聖地のご案内

1. 募集区画 3区画

2. 申込期間 3月14日(土)から3月21日(土)まで

午前8時30分から午後5時まで

※申込者が多い場合は、区画ごとに抽選とさせていただきます。

3. 抽選日 3月22日(日)午前9時

4. 申込資格 申込み時点で6ヶ月以上境町、五霞町、坂東市の旧猿島町の区域及び古河市の旧三和町・旧総和町の区域に住民登録をし、現在も居住している方。

申込者は世帯主とし、1世帯1区画とします。

また、使用につきましても世帯主が使用者とします。

5. 必要書類 ①墓地使用許可申請書

②住民票の写し（発行後1ヶ月以内のもの）

世帯全員、世帯主及び定住年月日が記載されていること。

③印鑑（認印で結構です。）

6. その他 詳細につきましては、さしま環境管理事務組合までお問い合わせください。

☎ (87) 0609